



経営理念・経営方針・職員行動指針

環境分野の政策実施機関として、国内外からの様々な要請に応え、環境施策の一翼を担っていきます。

機構は、独立行政法人環境再生保全機構法に基づく業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を平成16年に策定し、その趣旨に沿って組織運営を行っています。

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性を見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

職員行動指針

《機構の使命を果たすための行動》

国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。

幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。

常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

《業務に取り組む姿勢》

業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。

環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。

業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

田中理事長の環境問題に対する考え方、今後の仕事の進め方などについて聞きました。

- 環境問題の現状についてどのように考えていますか？

田中理事長 - かつての公害問題は深刻な健康被害をもたらし、現在でも 5 万人近くの認定患者さんがおられますが、対象地域は工業地帯など汚染源の周辺地域に限られていました。現在の環境問題は、気候変動などのように地球規模のものになってきました。その原因も、産業活動だけでなく、国民の日常生活のあり方も関係するようになってきました。また、経済発展に伴い、開発途上国では、我が国で経験した公害問題が発生しています。また、昨年我が国で明らかになったのが石綿による健康被害の発生です。石綿に曝露してから何十年も経ってから重篤な病気が発生するという誠に衝撃的なものです。現在の環境問題は、地域も原因も広がってきました。このため、問題が起こる前にそれを未然に防止することが重要であると皆が認識するべきだと考えています。

- その中で、機構の担当者が果たすべき役割は何ですか？

田中理事長 - 機構は、環境分野における政策実施機関です。現在、公害健康被害の補償・予防業務、地球環境基金事業、石綿健康被害救済業務等を実施しています。各業務それぞれについて、実施することが制度的に決められた深い理由があることから、担当者は、業務の主旨・目的を十分に認識し、効率的・効果的に実行しなければなりません。このため、機構では、経営理念・経営方針・職員行動指針を策定し、適正な組織運営を図り、責任の自覚を促してきたところです。また、機構の担当者は、制度を動かしている最前線におり、現場を熟知している訳ですから、プロとして国民の負託に応えることができるように仕事をしなければなりません。



- 石綿による健康被害の発生が明らかとなり、機構がその救済業務を行うこととなりましたが、今後、どのように仕事を進めていくのですか？

田中理事長 - 最も重要なことは、新たに制定された法律に基づく救済制度を円滑に実行することです。救済制度は、健康被害者または遺族からの認定の申請が出発点になることから、まずは、制度の周知を図るため、環境省や厚生労働省と連携して、広報に努めてきたところです。また、フリーダイヤル()を設置し無料電話相談等を行ってきました。申請があった後の認定の手続きも、体制を整備し、全力を尽くして実施しています。今後とも手続きの迅速化に努めることとしています。また、平成 19 年度からは、事業主からの拠出金の拠出も開始されることから、混乱が生じないよう万全を期したいと考えています。

- 今回、機構は初めて環境報告書を作成しましたが、読者の皆様に特に訴えたいことは何ですか？

田中理事長 - 機構は、いろいろな関係者からのご協力を得て業務を実施しています。それには、機構の業務について関係者のご理解を得ることが重要ですので、公害健康被害補償業務では、納付義務者に対する説明会の実施、公害健康被害予防事業では、各種イベントの開催や予防事業だよりの発行、地球環境基金事業では地球環境市民大学校の開催などに努めてきました。今回、機構の環境保全のための取組状況を環境報告書として公表することになりましたので、これを活用して、さらに、関係者の皆様とのコミュニケーションを活発にし、機構の業務の改善に活かしたいと考えています。読者の皆様には、どのようなことでも結構ですので、ご意見等を賜れば幸いです。



石綿による健康被害に関する救済給付のお問合せ先

フリーダイヤル 0120 - 389 - 931